

清須市 物価高騰緊急支援給付金 (10万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、10万円の給付金を支給します。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

清須市が確認書(または申請書)を受理した世帯から順次支給します。
※支給の際は支給決定通知書を送付します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

「住民税均等割のみ課税世帯」

基準日(令和5年12月1日)において清須市に住民登録があり、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯

ただし、世帯員全員が住民税課税者から扶養されている世帯を除く



世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から清須市にお住まいの場合

**確認書を通知します
(要返送)**

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは「I」へ

- ・世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合
- ・他市区町村で税の申告をした方(住登外課税者)がいる場合

申請が必要です

詳しくは「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続

期限：令和6年4月30日（火）



※申請期限を過ぎると支給できませんので、お早めにご申請ください。

I 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から清須市にお住まいの場合

- 令和5年12月1日時点で清須市に住民登録があり、対象となる可能性がある世帯には、3月4日に確認書（給付内容や確認事項が書かれた書類）を郵送しています。
- 確認書に必要事項を記入し、**同封の返信用封筒にて返信してください。**
※希望する振込先金融機関口座確認書類の写しと本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）の写しが必要です。

II 世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには申請が必要です。**下記を提出してください。**

【提出書類】(1)申請書

(2)振込先金融機関口座確認書類の写し

(3)本人確認書類の写し (4)令和5年度住民税非課税証明書又は課税証明書の写し

※(1)は「物価高騰緊急支援給付金窓口（南館1階）」にございます。(2)から(4)をご用意いただき、窓口までお越しください。

こども加算について

- 18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）がいる世帯は、児童1人につき5万円を加算して支給します。
- 基準日（令和5年12月1日）以降に生まれた新生児も対象となります。
- 別世帯の児童を扶養している場合も対象となります。（※申請必要）
例）単身で寮に入っているこどもなど、生計が同一であれば対象となります。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

清須市の職員等がATMの操作をお願いしたり、給付のために手数料の振込を求めたりすることはありません。不審な電話等がございましたら、消費者生活センターや最寄りの警察署にご相談ください。

お問い合わせ

清須市 物価高騰緊急支援給付金担当（南館1階）

052-400-2911 応対時間 平日 午前9時～午後5時